An Analysis of Labor Migration Governance

— A Case Study of the State of Kerala in India

AKASHI Junichi

University of Tsukuba

Key Words: international labor migration, governance, India

This paper examines the requirements of labor migration governance, using India as a case study. Cross-border movement of people seeking employment has increased, and a leading country that enjoys significant benefits from overseas employment is India. India recently ranked highest in terms of the remittance sent by migrant workers to an origin country. While the Indian government is positive toward migrant workers and aims to maintain and even expand its scale, the nation's policy makers are aware that the safety and rights of migrant workers are threatened. Thus, the benefits gained by migrant workers are not without risk. In response to the abovementioned concerns, the Indian government has initiated a series of legal reforms and practices to send native laborers abroad.

First, this paper discusses the perspectives of labor migration governance. Second, it addresses the case of India; the current status of the emigration of Indian migrant workers and the country's emigration management system. Third, the paper investigates the case of Kerala, a major sending region of migrants in the country, where the state economy largely depends on remittances from migrant workers. Given that cross-border labor movements will develop in the foreseeable future, policies to facilitate better governance of international migration as well as scholarly efforts to evaluate its process are of great necessity.

投稿論文

韓国の多文化政策と在韓華僑

――仁川チャイナタウン構想を事例に

|||本 綾 大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員

キーワード:多文化政策,在韓華僑,仁川チャイナタウン

韓国では、近年国際結婚女性移住者が増加しており、定住する外国人住民の社会統合が課題となっている。韓国政府は少子化対策として多文化政策の中心に国際結婚女性移住者とその子どもたちを置き、韓国社会への適応を支援している。一方、韓国社会には華僑が19世紀末より暮らしており、1990年代後半まで続いた排除政策の中で、様々な活動を制限されながらも生活の基盤を築いてきた。それにもかかわらず、その法的地位は国際結婚女性移住者よりも低い。現在の韓国の多文化政策は、新来外国人の定住支援を打ち出しているものの、唯一の旧来定住者である華僑の地位向上に関しては消極的で、華僑は次々と整備される移民の社会統合のための法制度の対象にすらなっていないことが多い。また「多文化」が意図する範疇が曖昧であるため、華僑と政策側の意識にずれが生じている。多文化政策と華僑間の意識のずれを表す一例として、華僑の集住地域である仁川市のチャイナタウン構想を取り上げる。本構想は、行政の主導により仁川の華僑の暮らしを観光資源として開発し、観光客の誘致をはかろうとするものである。この試みは華僑の生活の営みや歴史にかなりの部分を依拠しているにもかかわらず、街の運営等において華僑の意志や決定権が尊重されているとは言い難い。多文化政策における華僑の位置づけやその展望は、今も韓国に押し寄せる移民の将来的な社会統合を考慮する際に重要な示唆点を有している。

1 問題の所在

韓国では、近年国際移動の活性化に伴って入国してくる外国人の定住化と社会への統合という側面で、日本と同様の課題を抱えている。特に 1980 年代後半からの外国人労働者の急増、1990 年代後半からの国際結婚女性移住者¹ の波はとどまるところを知らず、韓国で生まれたその子どもたちの教育問題や世代間の葛藤等への対処も含めて、社会的に大きな論点となっている。一方、韓国には、新来定住者のみならず、移民の嚆矢ともいえる華僑² がおよそ 130 年前より居住しており、現在もソウル、仁川を始めとする韓国各地で約2万人が生活している。度重なる華僑排除政策によって多くの華僑が第三国に再移民したため人数が激減し、規模的には韓国の在留外国人の内わずか2%弱

64 Migration Policy Review 2013 Vol. 5

移民政策-vol5_20130424.indd 64-65

を占めるにすぎない³。しかし、長年制度や社会から排除されてきたにもかかわらず、持てる限りの社会資源を駆使して生活を構築してきたその定住過程は、今なお韓国に押し寄せる移民の将来的な社会統合を考える上で重要な示唆点を持つ。韓国では、2005年に一定期間韓国内に居住している19歳以上の永住資格保持者に地方参政権が付与され、2010年には国籍法の改定により限定的重国籍が容認される等、多文化政策という形で移民の社会統合が進行しているかのように思われる。しかし、短期間のうちに圧縮的に進められた多文化政策について問題を指摘する声もあり、例えばオ(2007)は、韓国の多文化主義について、①移住者の現実を正確に反映していない、②移民政策で失敗を重ねてきた政府が、官主導で、奇異ともいえる形で展開している、③多文化主義を標榜しているにもかかわらず、移民自身の声が全面的に排除されていると批判する。また、キム(2007)は、韓国政府は、国際結婚移住女性やその子どもたちなど、韓国人と血縁的なつながりをもち得る外国人に対しては多文化政策という名で積極的な社会統合政策を実施しているものの、華僑や移住労働者に対しては、差別、または無関心という、二重的な態度を示していると述べている。これらをみると、制度的な整備が進んでいるとはいえ、多文化政策が必ずしも旧来定住者である華僑にとって有益なものばかりとは言いがたい側面を持つようである。

先行研究としては、韓国の多文化政策について、オ(2007)らが、韓国における多文化主義の解 釈も含め、政策的に排除される外国人の立場から非常に示唆的な研究成果を著している。また、そ の他には宋(2010)による国際結婚移住女性を主な対象とした多文化家族政策研究,宣(2010)に よる外国人労働政策面からの研究等が挙げられるが、そのほとんどが対象を新来定住者に据えてお り、華僑は扱われていない。一方、在韓華僑の研究に関してはそれほど歴史が深くなく、朴(1986) が移住期から 1980 年代までの華僑の経済活動,教育,民族性,また台湾に再移住した華僑コミュ ニティについて初めて体系的な研究を発表している。また、仁川の華僑については李玉蓮(2008)が、 清国人が朝鮮半島に流入し始めた19世紀末から1940年代までの華僑社会の変遷について分析し ている。日本では綛谷(1997)や河(1994)らにより、それぞれ植民地期、19世紀末の華僑経済に ついて詳細な分析がなされている。また王(2008)による在韓華僑の定住過程や台湾への愛国心の 源流についての分析は、第二次世界大戦後の華僑の社会的・法的地位及び華僑社会の変遷を把握す る上で非常に興味深い。近年は特に韓国において比較的体系的な華僑研究が進みつつあるものの、 華僑の立場から現在の韓国の多文化政策を論じた研究はほとんど見られない。本研究の目的は、韓 国の多文化政策における在韓華僑の位置を明らかにし、韓国唯一の旧来定住者である華僑の側から 多文化政策を分析することである。そのため、まず政府による多文化政策と華僑政策を概観し、次 に、実際に多文化政策と華僑の存在が交差する象徴的な例として、韓国でも有数の華僑集住地であ る仁川市のチャイナタウン構想を取り上げることとしたい。

2 研究方法

韓国の多文化政策および在韓華僑に関する文献研究に加え、2011 年 11 月から 2012 年 3 月にかけて 3 度訪韓し、ソウル市の華僑団体である漢城華僑協会、華僑、仁川チャイナタウン管轄行政区(仁

川市中区庁)担当官を対象に聞き取り調査を行った。漢城華僑協会ではソウル市の華僑の現状や多文化政策の影響について、仁川市中区庁の担当官には、チャイナタウン構想における華僑の位置づけについて主に話を聞いた。そのほかの華僑に対しては、定住過程や家族の歴史、現在の職業についた経緯、多文化政策について考えること等を中心にライフヒストリー調査を実施した。ライフヒストリー調査を選択したのは、まず異文化理解という側面で当事者による語りが説得力を持ち、新たな仮説抽出にも有効であるという点¹⁴、華僑の生活構造を把握し、後述するチャイナタウン構想や多文化政策と華僑との関係性を理解する上でこの調査法が適していると判断したからである。ライフヒストリー調査による聞き取りを行ったのは、計8名で、属性等については表1のとおりである。調査はすべて華僑の居住地あるいは店舗、団体事務所を筆者が直接訪問し、韓国語で行った。

表 1 ライフヒストリー調査対象者の属性

仮名(世代) 出身	性別	年 齢 (調査時)	職業	その他
K氏(二世) ソウル生まれ	男性	70代	漢城華僑協会職員	華僑が永住資格取得後も社会福祉サービス 等から排除されている点を指摘。
S氏 (二世) 仁川生まれ	男性	53才	中華料理店経営(仁 川チャイナタウン 商人会会長)	多文化政策が行政側の一方的な視点に基づいて策定され、華僑当事者の意見を反映していない点を批判。
Y氏 (二世) 京畿道生まれ	女性	60才	中華菓子店を家族 経営	結婚を機に仁川に来る。1980年代に台湾に再移民を試みるも失敗。仁川で開業してから長く、仁川チャイナタウン構想による街の様子の変化を実感している。
C氏 (二世) 江原道生まれ	女性	50才	土産物・雑貨店経営	青年期に台湾で暮らした経験を持つ。日本人と結婚し日本で長年暮らすが離婚を機に2006年に韓国に帰国。知人の紹介により仁川で開業。在韓華僑であることで韓国でも日本でも台湾でも居場所のなさを感じていた。
O氏 (一世) 中国生まれ	女性	50才	土産物・雑貨店経営	中国出身であるが、離婚を契機に 2005 年 に娘とともに来韓。華僑の知人の紹介で仁川 に店舗を購入。
W氏(三世) 京畿道生まれ	男性	45才	中華料理店を家族 経営	幼少時に親戚を頼り仁川に移動。家族はソウルで中華料理店を経営していたが、1980年代後半に店をたたみ、仁川で再開業。華僑に対する風当たりの厳しさに華僑学校卒業後台湾への移住を考えたが、家業、両親のことを考えてあきらめ、韓国に留まった。
X氏(二世) 京畿道生まれ	男性	51才	S氏経営の中華料 理店支店長	幼少時に父親と死別。ソウルで大企業が経営する中華料理店にて長年マネージャーとして勤務していたが、華僑学校先輩のS氏の紹介で仁川に移動。妻が韓国人。自分は帰化するつもりはないが、子どもが帰化するのは構わない。
B氏 (一世) 中国山東省生 まれ	男性	90才	雑貨商(引退)	1950年代前半に来韓。仁川にて長年雑貨商を営んでいた。韓国生まれの子ども4人は皆米国に居住し、弁護士、医師等の職業に就いている。今後は米国に移住予定。

66 Migration Policy Review 2013 Vol. 5

移民政策-vol5_20130424.indd 66-67

3 韓国における華僑の定住と排除政策

本研究における在韓華僑とは、基本的には19世紀末以降に朝鮮半島に移住した中国系の人々及びその子孫を指す。1876年に「日朝修好条規(丙子修好条約)」を締結し、強制的に朝鮮を開国させた日本は、釜山、元山、仁川を相次いで開港させ、朝鮮の市場を独占していく。清国はそれに対し朝鮮国内の内乱を機に軍事介入を行い、1882年には「中国朝鮮商民水陸貿易章程」を締結する。この際に派遣された軍隊および商人数十名が在韓華僑の起源で、山東省出身者が多かったと言われている。華僑は日本の勢力を牽制する清国の庇護と支援の下、釜山、元山、ソウル、仁川を中心に商業活動を拡大していく(河1994:21-23)。日本による植民地時代は、1937年の日中戦争の勃発や華僑排斥運動「等により、華僑は政治・経済的に多くの打撃を受けるが、1920年ごろからは女性人口が徐々に増え、定着化が進行する「6。1945年の終戦直後はしばらく外国人政策が不在であったため、経済活動に制限のない華僑が、生活物資が不足していた韓国内に物資を調達し、好況を呈していたという。

今回調査を行った仁川は、19世紀末に清国租界地が形成され、山東省まで船で一日弱という立 地条件から中国人が多数移住し、経済活動を行っていた。

その後、1950年に勃発した朝鮮戦争とその後の反共政策、厳しい華僑排除政策の中で、「中国人」である華僑は社会・経済・政治的に韓国社会より排除されていく。仁川で中華料理店を経営するS氏は、当時の韓国人と華僑との関係について次のように語った。

(韓国人との関係について) 韓国社会も自分たちも互いに相手を受け入れようとしませんでした。近所とのつきあいもありませんでした。なぜかと言うと、朝鮮戦争のとき中国が参戦したため統一が妨げられたからです。どれだけの韓国人が中国人を嫌っているか。殴られないだけでもありがたく思いました。韓国社会では、中国人が銃を持ってやってきたせいで統一ができなかったと言われています。私たちは銃を持ったこともないし、自分たちとは全く関係ないのに、中国人というだけでそう見られました。差別もひどかった。1人では(華僑)学校に行けなかったほどです。学校に行く途中に韓国人が住む通りを通るのですが、何もしないのに殴られたりもしました。なので華僑同士で遊ぶしかなかったんです。その当時仁川に華僑学校があったんですが、中学校の時、学校が終わって帰る途中、すれ違いざまに因縁をつけられる。帽子に(華僑学校の)マークがついているからわかるんですね。制服も違いました。我慢して通り過ぎるか、ケンカするか。人数を見て、勝てそうだったらケンカをして、勝てそうになかったら我慢して通り過ぎる。もちろん毎日ではありませんが。(S氏)

また、1961年の外国人土地所有禁止法では土地の所有が禁止されたため、土地を所有する場合は韓国人妻や韓国人の友人、知り合い等に名義を借りなければならず、だまし取られたりして土地を失うケースもあったという。1970年に公布された「外国人の土地取得及び管理に関する法」では、

1世帯あたり1住宅, 1店舗のみの所有が認められたが, 住宅面積は200坪以下, 店舗は50坪以下に制限された。また, 取得した土地の賃貸は認められず, 田畑や林野の取得も認められなかった。それらの規制により, 商業活動は小規模とならざるを得なかった。現在仁川チャイナタウンで中国菓子店を夫婦で営むY氏は, 鮮明に記憶している幼少期の思い出について次のように述べている。

(小さいころの記憶に、華僑は土地の登記ができなくなるということで) 父親が土地の登記のために 印鑑を押してくれる韓国人を探してあちこち回っていたのを覚えています。私もお父さんに ついて行きました。水原、仁川と回りながら知り合いの韓国人に印鑑を押してくださいと頼んだのですが、してくれるところも、してくれないところもあり、そんなこんなで山、田んぼ、畑を沢山失いました。(Y氏)

1970年代には独裁政権による再開発事業の影響を受け、ソウルを始めとして各地に形成されていたチャイナタウンがことごとく解体される。現在、在韓華僑はソウルに最も多く居住しているが、韓国内で「チャイナタウン」という形で集住が認められるのは仁川と釜山のみである。

地域	人数(人)	比率 (%)	地域	人数(人)	比率 (%)
ソウル	8,190	39.5	慶尚北道	456	2.2
釜 山	1,773	8.6	慶尚南道	394	1.9
京畿道	2,102	10.1	済州島	265	1.3
江原道	576	2.8	蔚 山	300	1.4
忠清北道	625	3.0	大 邱	930	4.5
忠清南道	674	3.3	仁 川	2,749	13.3
全羅北道	628	3.0	光州	327	1.6
全羅南道	240	1.2	大 田	506	2.4
			総計	20,735	100.0

表2 華僑の地域的分布(2005年)

出典:パク (2008:143) を一部修正。

4 韓国の移民政策の推移と華僑をとりまく変化

(1) 多文化政策以前の移民政策

現在多文化政策を展開し、国内における定住外国人の統合が社会的な課題となっている韓国であるが、グローバル化の波に伴って外国人が流入してくるまで、外国人といえば華僑を指していた。ところが、1988年のソウルオリンピックの開催を契機に韓国人が嫌がる低賃金かつ危険な製造業の仕事に外国人労働者が就くようになり、急増する超過滞在者が社会問題化される。外国人労働者が本格的に流入して以来、韓国では超過滞在者の問題が外国人政策の中心テーマとなっていた。1991年に施行された「産業研修制度」により「研修生」という名目の労働者が韓国に流入したが

8 Migration Policy Review 2013 Vol. 5 移民政策研究 第5号 69

移民政策-vol5_20130424.indd 68-69

2006年に廃止となり、2007年には外国人労働者の雇用を一部許可する「雇用許可制」に変わった。 2002年には在留資格に「永住資格」が新設され、2005年には、19歳以上の永住資格所持者で永住 資格を取得してから3年以上経過する者に対し、地方参政権が付与された。韓国内で漸く定住する 外国人に対する施策が講じられるようになったのである。

(2) 多文化政策と華僑

次に、韓国の多文化政策が本格化した 2005 年頃以降の政策と華僑のかかわりを具体的にみてみよう。

表3 多义化政策と華僑政策の比較					
年 度	韓国多文化政策	華僑政策			
1950		倉庫封鎖令			
1953		第 1 回貨幣改革			
1961		外国人土地所有禁止法			
1962		第2次貨幣改革			
1968		外国人土地所有禁止法改定			
1970		外国人土地取得及び管理に関する法			
1970年代		ソウル都市再開発事業によるチャイナタウン の解体			
1993	産業研修生制度の施行				
1998	外国人土地所	外国人土地所有制限の解除			
2001		仁川市中区北城洞、善隣洞、新浦洞一帯が、 文化観光部により観光特区に指定される。			
2002	永住資格	永住資格の新設			
2004	雇用許可制度の施行				
2005	永住資格保持者に対する	永住資格保持者に対する限定的地方参政権の付与			
2006	①居住外国人支援標準条例				
2007	②在韓外国人処遇基本法の施行				
		仁川市中区北城洞, 善隣洞, 港洞一帯が産業 資源部により「チャイナタウン地域特区」に 指定される。			
2008	③多文化家族支援法				
2010	「国籍法」	「国籍法」の改定			

表3 多文化政策と華僑政策の比較

まず、華僑をめぐる政策の変化であるが、1998年に、長年華僑の経済活動を抑制してきた外国人土地所有制限が、外国からの投資誘致を目的に解除され、2002年の永住資格の新設を契機に、華僑の社会・経済生活が漸次向上していく。2003年に大統領に就任した盧武鉉前大統領は、移民や外国人労働者に関する法制度を次々に整備し、現在の韓国の多文化政策の基礎が完成した。特に2006年の①「居住外国人支援標準条例」、2007年の②「在韓外国人処遇基本法」、2008年の③「多文化家族支援法」の3つは、外国人住民に対する支援を目的に策定され、移民統合政策を積極的に

推し進める政府の基本方針を表している。

一つ目の「居住外国人支援標準条例"」は、地方自治体における外国人政策の指針となるものであるが、支援対象として①外国人、②韓国国籍を新たに取得した者、③その他、韓国語など韓国文化と生活に慣れていない者を掲げている。条例中の「外国人」とは「大韓民国の国籍を持っていない者」、「居住外国人」とは「○○市管内に90日以上居住しながら、生計活動に従事している外国人」と定義されているので、華僑も定義上は支援対象に含まれる。支援内容は、韓国語及び基礎生活適応教育、苦情・生活・法律・就業などの相談、生活便宜の提供及び応急救護、外国人支援施策に対する諮問委員会の開催等である。ただ、本条例に先立って出された「居住外国人支援指針"。」の中で、地方自治体の支援対象となる外国人について、「外国国籍を有する同胞、勤労者、留学生、海外に養子に行った者など国内に居住する韓国国籍を持っていない外国人と、国際結婚移住者(その子ども)を始めとする韓国国籍を取得した外国人等、韓国文化と生活に慣れていない者を含む」と定義されており、これらを総合すると、華僑も支援対象に含まれないわけではないが、実質的には韓国文化に慣れていない新来の外国人が支援対象者の中心となっていることがみてとれる。

二つ目の「在韓外国人処遇基本法⁹」では、この法令で対象となる「在韓外国人」について「大韓民国の国籍を持っていない者で、大韓民国に居住する目的のため合法的に在留している者を指す」と定義している。華僑ももちろん在韓外国人の範疇に入る。一方、「多文化」の範囲については、第18条の「多文化に対する理解増進」という項目で、「国家及び地方自治団体は国民と在韓外国人が互いの文化及び制度を理解し尊重できるよう、教育、広報、不合理な制度の是正やそのほかに必要な措置をとるために努力しなければならない」としているように、在韓外国人全般が想定されており、国際結婚女性移住者に限定しているわけではない。また、永住資格の保持者については、国家と地方自治体が、韓国の利益を害しない範囲で韓国への入国・在留または韓国内での経済活動等を保障することが明記されている。

一方,三つ目の「多文化家族支援法¹⁰」では、その名のとおり「多文化家族¹¹」を対象に、国際結婚女性移住者への韓国語・韓国文化適応教育、職業訓練等の実施、DV 被害者の保護・支援、子どもへの教育支援、多言語の行政サービスの提供、多文化家族支援センターの設立等の支援施策が策定されている。これは明らかに国際結婚女性移住者とその子どもたちを対象としているため、華僑は対象外となっている。

(3) 永住権と重国籍

さて、次に永住権であるが、厳密には2002年に改定された「出入国管理法施行令」に基づく「永住資格」を指す。この「永住資格」新設に先立ち、2001年に「長期滞在外国人の永住資格取得とその法的地位に関する法律案」が国会に提出され、主に華僑を対象に、長期間の居住経験を持ち、これからも韓国で居住し活動する意思を持つ長期滞在外国人に出入国・土地取得・金融取引・学校教育において韓国国民と同様な権利を付与することが発議された。しかし、この法案を審査した「法制司法委員会」は、長期的に見たとき、朝鮮族の中国人による大規模な永住権取得申請が殺到する潜在的な可能性 12 を考えると「時期尚早」であると結論づけ、廃案としている。結果的に法案と

Nigration Policy Review 2013 Vol. 5

移民政策研究 第5号 71

移民政策-vol5_20130424.indd 70-71 14.8.6 2:30:14 PM

して華僑の永住権は導入されず、その代わりに「出入国管理法」が改定され、「永住資格」が新設された(王2008:459-461)。資格取得後は査証の更新が不要となり、一定の制限付きで地方参政権が与えられる。しかし、実際の生活面において、「永住資格」を所有していても韓国籍がなければ韓国人住民と同等の行政サービスが享受できるわけではない。漢城華僑協会のK氏によると、永住権の獲得は華僑協会でも数度にわたって政府に請願書を出していた悲願でもあったが、実際に制度の内容を知ると非常に失望したという。華僑協会は各地域ごとに存在する華僑組織でその歴史は古いが、現在は台湾代表部の下部組織として証明書や戸籍謄本の発行などの行政処理を請け負っている。また、華僑を代表する機関として華僑の地位向上のために政府各部署との交渉等も行っている。

私たちが一番望んでいたのは、まず高齢者福祉です。もちろん(一世の場合は)韓国で生ま れてはいないのですが、ずっと前に韓国に来て商売をしながら税金を沢山納め、韓国経済の 発展にも寄与してきた人たちです。(高齢者福祉に対して)たとえば、テグやプサンは無料乗車 券が発給されますが、ソウルはだめ^{*13}。せめて永住権を持っている満65歳以上の高齢者には(韓 国人の高齢者と同じように) 無料乗車券をくれと言うために保健福祉部にも行ってみたのですが、 地下鉄の経営主体がいくつものに渡るので無理だと言われました。永住権を持っていても無 理です。ソウルに住む 65 歳以上の華僑は 400 名から 500 名ほどいますが、実際はあまり外 に出る習慣がなく保守的です。無料乗車券をもらったからといってそんなに利用するわけで はない。障がい者に対する保障もほとんどありません。医療、車いすはもちろん障害者手帳 ももらえない。今国会で外国人でも受けられるように法規が変わるかどうか審議中です。(政 府は)外国人の中でも華僑の歴史が長いからと言って華僑だけ特別扱いはできないといつも言 います。でも華僑に永住権をやるというのであれば、永住権を持っている人たちだけでも福 祉を受けられるようにしてくれと言っているのです。永住権は華僑の60%以上がとっていま す。最初永住権の話が出た時、「准国民にしてやる」ということだったのでとても期待してい ました。しかし、ふたを開けてみたら、ビザの延長をしなくてよくなったのと、地方参政権 を得られただけ。高齢者が今更地方参政権をもっていたところで何の力になりますか。「准国 民」という地位はいったい何ですか。(K氏)

もちろん、永住資格や地方参政権の獲得は、華僑の地位向上という意味で大きな転機となるのは 間違いなく、これまで定住外国人の権利についてほとんど放置してきた韓国政府の対応としては大 きな一歩である。また世代によっても受け止め方が異なることは推測できる。しかし、長年、華僑 に対する排除政策の中で必死に生きながらえ、異国で老いていくことの現実を目の当たりにしてい る世代の華僑にとって、これらの政策は現状に即したものとは言い難かったのであろう。

その他、外国人労働者や国際結婚女性移住者を中心とする外国人の増加や急激な少子高齢化に対応し、2010年の国籍法の改定では、国内で外国籍を行使しないと誓約する限りにおいて、限定的に重国籍が認められるようになった。韓国の国籍法はもともと父系血統主義であったため、華僑男性と韓国人女性の間に子どもが生まれた場合、韓国籍を得ることができず、自動的に父親の国籍で

ある中華民国籍となっていた。しかし 1997 年の国籍法の全面改定により父系血統主義から父母両系主義となり、韓国人の母と華僑の父を持つ子どもに、いずれはどちらの国籍を選択するか決めなくてはならないが、韓国国籍が与えられるようになっている。2010 年の国籍法の改定では、海外で遠征出産した者以外で、両親のどちらかが韓国人の子ども、韓国人の配偶者と婚姻維持状態にあり、韓国に一定期間以上居住している国際結婚女性移住者、外国人で韓国に特別の功労がある者、または国益に寄与すると認められた優秀な者等に重国籍が認められるようになった。華僑との関連で見ると、本国籍法の改定にあたり、改定前年に韓国法務部が行った立法予告では、華僑も国内長期居住外国人として重国籍の容認対象に入っていたのに、兵役義務を履行しなくてもよいなど無条件で重国籍を認めるのは「時期尚早」ということで除外されてしまったという「14。重国籍についても華僑協会が望んでいたものとは違っていた。

重国籍が議論され始めた当初、高齢者福祉や障がい者福祉問題も、華僑に重国籍が与えら れたらすべて解決されると思い、担当部署に通いつめて、華僑も(重国籍の対象として)入れて くれと請願を出していました。韓国人になったらすべて問題ないじゃないですか。最初は華 僑も入っていたんです。華僑にも重国籍が認められると。しかし様々な過程を経る中で,華 僑は省かれてしまいました。そうか,華僑にはくれないのか,それならば仕方がないと思っ ていたら、韓国人の母親を持つ子どもには韓国籍をくれるという。しかも強制的に。でも韓 国籍を持ってしまったら、(韓国の場合法律上) 外国人学校である華僑の学校に入れなくなるこ ともあるし、(華僑学校から韓国の大学に進学する際に受けられる) 外国人学生としての特例入学も できなくなってしまう。それでは困るので、韓国の国籍はいらない、放棄するので手続きを 教えてくれと担当官に聞いたら,法が執行されるまで,あと何日かは韓国内でできるが,そ れ以降は台湾の韓国大使館でやってくれというんです^{*15}。その時点で5日しか残されていませ んでした。誰もそのことについては知りませんでした。広報も何もなく、他の華僑に知らせ る時間もありませんでした。台湾に戸籍も、親戚も、家も何もないのに、どうしろというの ですか。強制的にくれるものをいらないというだけなのに、飛行機代やホテル代を自腹で払っ て手続きをしなくてはならないというのですか。この重国籍制度には問題があるように思わ れます。(K氏)

在韓華僑は、政治的な韓中関係の推移の中で台湾国籍となっているものの、そのほとんどは山東省を始めとする大陸出身者であり、台湾に戸籍があるわけでも、住所があるわけでもない。また、華僑の生活一般に関わる行政業務を台湾代表部より委任されている華僑協会の担当者でさえ、法が執行される直前になるまで実質的な内容を知らされていなかった点を鑑みると、当事者への広報が十分とは言えなかったのも事実のようである。

上記のとおり、韓国の多文化政策をみると、政策の支援対象者として定義上は華僑も含まれてはいるものの、実際にはそのほとんどが新来の外国人住民やその子どもたちを対象としており、華僑は対象外となっている。2002年の永住資格の新設の際には、初めて長年韓国社会の中で生活して

2 Migration Policy Review 2013 Vol. 5 移民政策研究 第5号 73

移民政策-vol5_20130424.indd 72-73

きた華僑の存在が焦点化され、「多文化」の波の中、旧来定住者である華僑の地位向上が漸く俎上に載せられたかのように思われた。しかし、2010年の国籍法の改定でも同様に、新来定住者である国際結婚女性移住者は次々と法的地位が整備されていくにもかかわらず、既に韓国社会に定着し、韓国経済の発展にも寄与してきた華僑に関しては、「時期尚早」ということで切り捨てられてしまった。これらの背景には、現在の韓国の多文化政策が、切実な社会問題となりつつある少子高齢化の解決策の一つとして策定されている点があげられる。すなわち、農漁村の結婚難に対応して外国人女性を招へいし、韓国社会に順応させ、韓国国民を出産、養育することに政策の中心が置かれているため、既に韓国社会に定着し、独自のネットワークや教育システムを確立している華僑は、外国人住民としてあからさまに排除はできないものの、実質的には対象外とならざるを得ないのである。次に、多文化政策と華僑が交差する一例として、仁川チャイナタウン構想をみてみよう。

5 仁川チャイナタウン構想と華僑

仁川はソウル郊外に位置する、仁川国際空港を有する韓国屈指の港湾都市である。黄海を経て対岸が中国であるため、古代より対中国海上交通の要衝地として栄えた。1883年に開港してからは、1884年に締結された「仁川口華商地界章程」により朝鮮で初めて清国の租界が作られ、清国人の集団居住地が形成された。この集団居住地が以後、自然発生的にチャイナタウンとなっていった。1900年代初頭には華僑居住者が約2,300名にのぼり、中国料理店、中国雑貨店等、清国人による経済活動が活発に行われていたという¹⁶。

1948年に中国で共産党が政権を握ると、対中国貿易が根本的に不可能となり、これに朝鮮戦争が重なって華僑の集団居住地が破壊された。その後、1961年に「外国人土地禁止法」が発布されると、仁川周辺や地方に散らばっていた華僑が土地を失って仁川に再び戻ってきたため、仁川の華僑数が急増した¹⁷。1970年代には4,000人前後の華僑が仁川に居住していたが、1980年代以降は政府による各種規制、就職差別等のため韓国を出る華僑が増え、チャイナタウンも名ばかりで往時の見る影もなくなってしまったという。前出のY氏は、当時のことを下記のように語っている。

私が35年前にここにお嫁に来たとき、外を見ると、まだ(纏足をした)足の小さいおばあさんが歩いていました。25年ぐらい前にこのお店を始めたのですが、その頃、商売していたのは、ここの下の「プンミ」という食堂とうちぐらいしかありませんでした。当時、この辺は人影すらなくて商売も厳しかったですよ。昔は仁川に華僑が沢山住んでいて、商売をしているところも多かったんです。だけど生活が苦しくなって、みな台湾やアメリカに渡ってしまいました。私たちも台湾に行こうかどうか、とても迷いました。実際に台湾に行ってみたこともあったのですが、あまりなじめませんでした。あちらでは私たちは「中国人」ですが、私は韓国で生まれ育っているのでどうしてもなじめないんです。帰ってきて改めて周りを見渡してみたら、嫁ぎ先の両親や自分の兄弟も韓国にいるし、子どももこちらで育てているし、結局ここで店を続けることにしました。そしてチャイナタウンが発展してからは、また人が

集まるようになってきました。(Y氏)

上記の語りの最後に出てくるチャイナタウンとは、それまで自然発生的に形成され、華僑の生活 の拠り所となってきたものとは少々異なる。2001年、仁川市中区北城洞、善隣洞、新浦洞一帯が、 文化観光部により観光特区 18 に指定される。この地域は、月尾島、清館通り、自由公園、新浦市 場等、地域観光資源が幅広く位置する仁川の旧都心で、開国当時の仁川の歴史が色濃く残っている 所である。同年には仁川国際空港が開港しており、仁川市が観光都市として新たな発展の道を固め ようとしている時であった。チャイナタウンの造成はこの観光特区指定を契機に本格化する。ここ で注目すべきは、チャイナタウンの造成が華僑自身の要求や自発的な取り組みによって始まったの ではなく、仁川市の観光戦略として、たまたま当該地域に存在していた華僑の存在とチャイナタウ ンの残像が利用された点である。その意味では、華僑にとってこのチャイナタウン構想は突如降っ てわいたものだった。いずれにせよ、チャイナタウン造成に向け、国と地方自治体、民間資本を巻 き込んだ一大事業が始まった。当時の仁川市中区の計画の核心は、商店街を中華風にリモデリング し、観光商品販売店を造成、誘致するところにあった。それを基に国内外の投資家及び観光局を積 極的に誘致し、チャイナタウン情報支援センターなど付帯施設を設置、各種広報活動を強化するイ ベントを企画, 開催するとともに、対象地域一帯を車両通行禁止地区とすることを計画していた(イ 2001:39)。そして、中華風の色鮮やかな装飾に彩られた街並みが作られた。しかし、この計画案の 中に、華僑自身の生活の営みや文化・歴史、街とのかかわりを紹介したり、華僑の積極的な参与を 促すような仕掛けは全くといってよいほど見られない。この点は、計画案の段階で既に最も大きな 問題点であると指摘されている (イ2001:40)。

2007年には、仁川市中区の要請により北城洞、善隣洞、港洞一帯の114,136㎡が産業資源部により「チャイナタウン地域特区」に指定され、さらに再開発が進んだ。2011年現在まで、政府、仁川市,仁川市中区、民間資金合わせておよそ1,929億ウォン(およそ130億円)の財政が投与され、様々な事業が展開されている。ただ、ここでも華僑の生活の営みの一部は観光資源として利用するものの、それと連動して定住外国人としての華僑自身の生活や歴史は顧みられていない。仁川市中区仁川チャイナタウン管轄行政区担当官は、あくまでも本構想が観光を目的に行われていること、多文化政策の一環として実施してはいるが、華僑は「多文化」の対象外であることを述べている。

チャイナタウンは多文化政策の一環で行っていますが、華僑は既に定着しているので、「多文化」の範囲で見るのは難しいと考えています。チャイナタウンは華僑のためにあるのではなく、中区が観光客を誘致し、地域を活性化させるために実施している事業です。特区として指定された時も、今も華僑のために特別に行っている施策はありません。(仁川市中区観光文化財課担当官G氏)

この場合の多文化政策における「多文化」とは、具体的に支援や社会統合が必要な定住外国人の 存在を想定しているのではなく、異国情緒や、中国の友好都市との交流を表しているようである。

74 Migration Policy Review 2013 Vol. 5 移民政策研究 第5号 75

移民政策-vol5_20130424.indd 74-75

表4 チャイナタウン	⁄地域特区指定による効果
------------	--------------

区分	指定前(2006年)	指定後(2007年)
華僑居住者	762人	2,041 人(168%増加)
観光客	131 万人	250万人(91%増加)
中華料理店/特産品店	19か所	60 か所(316%増加)

出典:仁川広域市中区(2011)「仁川中区チャイナタウン地域特化発展特区―事業推進成果」24 頁より抜粋

一方、上記の表4を見ると、2006年には当該地域に居住する華僑数が762人だったが、2007年には2,041人にまで増加し、観光客もほぼ倍増している。本格的に始動してからそれほど年月が経っていないこともあり、現在はまだチャイナタウン構想の是非を問う段階にはないが、観光客が増加し、それに伴って売上高も上がることを考慮すると、チャイナタウン構想は華僑にとっても有益なもののように思われる。しかし、実際に居住し、商売をしている華僑の立場から見ると、そうとも言い切れない部分が存在するようである。仁川チャイナタウン商人会会長S氏は、華僑を「多文化」の対象者であるととらえ、チャイナタウンを初めとする多文化行政に疑問を投じている。

韓国のチャイナタウンは、仁川市の担当官がお昼を食べてコーヒーを飲みながら、「そうだ! チャイナタウンにトイレがないから、トイレを作ろう!」といってトイレを一つ作るような ところです。住民が必要としているのかどうかとは関係なく。それが韓国の「多文化」です。チャイナタウンを作る時、形式的には委員会に華僑が参加したりもしましたが、実質的には影響力を持てませんでした。

多文化政策について行政は、(外国人は) 言語を知らない、文化を知らないと言いますが、「あなたは韓国人ですが、韓国語と韓国文化を全部知っていますか、知っているというのならその境界はどこですか」と聞きたいです。受け入れないということは対外的にできないから、受け入れるけれども、その代わり「多文化」と名付け、よくしているふりをする。よくしてくれるとむしろ私は苦しいのです。私もこの土地で暮らしてきたから、何か特別なことをしてくれなくてもいい。ただ普通に、隣人として過ごしてくれたら楽なのです。韓国人にするようにしてくれたらそれで満足なのに、いつも患者として扱う。どこも痛くないのにいつも薬をくれようとする。しかも、お腹が痛いのに、いつも頭痛薬ばかりくれようとします。韓国語?よく知っている。韓国文化? なぜ私がいつも必ず韓国文化を学ばなければならないのでしょうか。あなたが私を「家族」と考えるのならば、あなたも私の文化を学ばなければならないのに。「多文化」をしましょうというのなら、あなたも私の文化を学ぶ準備ができているのか、という話です。(S氏)

華僑は「多文化」の対象なのか否か、もちろん個人や世代によっても受け止め方に差異が出るであろうが、華僑の熱意に反して政策側の意識は低いように思われる。特にチャイナタウンは、徹底的な排除政策の中で、それでも韓国にとどまり暮らしてきた華僑の長年の営みにかなりの部分を依拠しているにもかかわらず、ほとんどが官主導で進められ、華僑自身に街の将来の在り方を決定す

る権利が与えられているとは言い難い。チャイナタウン構想自体が定住外国人としての華僑に対する関心から出発したのではない点は、上記の仁川市中区の担当官へのインタビューからも明らかである。華僑が歩んできた道のりに対し、韓国社会が関心を示さないまま、そのエスニックな商品価値のみを利用するのであれば、S氏が述べるように華僑と韓国社会間の相互理解はいつまでも断絶、あるいは一方通行のままであろう。その場合、華僑の社会統合は「多文化共生」というよりは同化の強要とならざるを得ない。

6 考察

在韓華僑は、1990年代後半から排除政策が漸次廃止されるまで、ひっそりと社会の片隅で暮らしてきた。2000年代に入ると、国際女性移住者やその子どもたちの社会統合が社会的なイシューとなり、多文化政策という形で政府が本格的に定住外国人支援に乗り出すようになる。その余波を受け、華僑の法的地位も「永住資格」の新設により上昇するかのように思われたが、内容は華僑の要望や現状に即したものではなかった。また、国籍法の改定をめぐる議論では、再度華僑の存在が切り捨てられ、依然として韓国社会における華僑の定住外国人としての地位が高くないことが明らかになった。政府は法令の中で「多文化」の範囲について国際結婚移住女性とその子どもたちについては明確に定義しているものの、華僑については明記しておらず、華僑の中でも「多文化」に自分たちが含まれるのか否かについて曖昧なままとなっている。そのため、「多文化」のとらえ方が立場によって様々であり、華僑と政府が示すそれとの間にも意識的なずれが生じていることがわかった。これは現在の韓国の多文化政策が、少子高齢化の解決策として策定されているところに原因がある。その結果、将来的に韓国人を産んだり、韓国人になる可能性が高い外国人には、重国籍の付与やそれに伴う福祉サービスの提供を始めとする様々な法整備を進めるが、長年韓国社会で外国人として暮らし、既に独自の生活基盤や教育システムを持つ華僑はその対象としないという二重構造が生み出されてしまったのである。

一方、多文化政策と華僑が実際に交差する一例として、仁川市中区が主に推進しているチャイナタウン構想について取り上げた。チャイナタウン構想は、観光資源の開発と観光客の誘致という側面から実施されており、華僑の暮らしにかなりの部分を依存しているものの、華僑が主体的に街の運営に参与できる体制にはなっていない。そして、華僑がどのようにこの街を作ってきたのか、韓国社会の中でどのような暮らしをしてきたのかについての理解が依然として不十分なまま、異国風情緒や異国の料理を楽しめる観光地として現在も開発が進められている。当事者の生活や文化・歴史への関心が不在のまま進められる移民の社会統合は、同化の強要につながりかねない。また、チャイナタウン構想によって短期的に観光客が増え、売上が伸びても、街を形成し、運営していく過程で華僑自身の参与と決定権が充分に保障されていなければ、華僑の社会的・法的地位が政策の在り方によっていとも簡単に左右されてきたように、政策側の路線変更によって再び華僑の暮らしの根本が揺らいでしまいかねない。政策側が華僑の存在をどのように位置づけ理解するかは、換言すれば韓国社会や韓国人が今後華僑とどのような関係を結んでいきたいのかを如実に表すものである。

6 Migration Policy Review 2013 Vol. 5 移民政策研究 第5号 77

移民政策-vol5_20130424.indd 76-77

現在の韓国の多文化政策においては、新来外国人の韓国社会への適応が中心的な課題となっているが、定住が進めば、教育、文化の伝承、韓国人やそのほかの外国人との共生、外国人住民の高齢化と、様々な課題が発生する。今まで外国人に対して開放的とは言い難かった韓国で、韓国社会が持つ閉鎖性を長年目の当たりにして生きてきた華僑の存在は、いわば韓国の定住外国人の将来をうらなう試金石でもあるともいえよう。ただ、華僑の中でも世代交代が進み、華僑自身のアイデンティティも一様ではない。今回は主に華僑に対する排除政策を実際に体験してきた中高年を対象に調査を実施したためか、多文化政策についても批判的な意見が多く見られたが、若い世代はまた異なるとらえ方をしていることが調査の節々で感じられた。今後は若い世代からの聞き取り調査も進めていきたい。また、今回の調査では、チャイナタウン構想に華僑の意志が十分に反映されていない点は確認できたものの、実際に華僑住民が何を望んでいるのかを理解するには至らなかった。引き続きこの点についても綿密な調査及び検討を進めたい。また、日本との比較で考えると、日本の旧来定住者である在日コリアンが様々な社会的資源から排除される中で戦後民族団体を組織し、公教育や日本社会の中で人権や社会・文化的権利を獲得していったのに比べ、在韓華僑の場合、国家の分断と反共政策という歴史的背景があるためか、そのような過程があまり強く感じられなかった。この点の違いや、定住にあたって華僑団体が果たした役割についてもさらに考察を深めていきたい。

- *1 韓国では「結婚移民者」と呼ばれている。結婚移民者とは「大韓民国国民と婚姻したことがあるか婚姻関係にある在韓外国人」を指す。国家法令情報センター HP 内「在韓外国人処遇基本法第 2 条第 3 号」(http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&p1=&subMenu=1&nwYn=1&query=% EC% 9E% AC% ED% 95% 9C% EC% 99%B8%EA%B5%AD%EC%9D%B8+%EC%B2%98%EC%9A%B0+%EA%B8%B0%EB%B3%B8%EB%B2%95&x=0&y=0#iBg color0, 2012 年 9 月 26 日アクセス)
- *2 在韓華僑の場合,山東省出身者がほとんどであるが,1948年に樹立した大韓民国政府が,国民党政権の中華民国政府と正式な修交関係を結んでいたため,華僑の国籍は中華民国籍(台湾籍)となっている。1992年に中華人民共和国と国交を樹立してからは中華民国と国交が途絶えてしまったが、大多数の華僑の国籍は台湾籍のままである。
- *3 在留外国人 1,395,077 人のうち,中国 (677,954) が最も多く、米国 (132,133)、ベトナム (116,219)、日本 (58,169)、フィリピン (47,542) と続く。台湾国籍者は 26,316 人で、華僑人口 (林 (2007:136) の算出方法にならい居住ビザ (F2) と永住ビザ (F5) 取得者を合計) は 19,657 人である。出入国・外国人政策本部 HP 内「2011 年度出入国・外国人政策統計年報」 (http://www.immigration.go.kr/HP/COM/bbs_003/ListShowData.do?strNbodCd=noti009 6&strWrtNo=123&strAnsNo=A&strOrgGbnCd=104000&strRtnURL=IMM_6050&strAllOrgYn=N&strThis Page=1&strFilePath=imm/、2012 年 9 月 26 日アクセス)
- *4 ライフヒストリー法は「異文化理解」を目的とする調査を行う際に、調査プロセスの中の「仮説策出」「類型構成」という側面で強みを有する調査法である。この場合の「異文化理解」とは調査主体のそれと異なる社会と文化を理解することであり、理解とは社会的行為に含まれている主観的意味の理解を指す(谷, 2008: 22-23)。
- *5 1931 年に中国東北部の長春郊外の万宝山で、中国国境付近に移住した朝鮮人農民と中国人が農水路をめぐって対立した。いわゆる「万宝山事件」である。1920 年代後半から対中感情が悪化していた朝鮮国内では当事件について中国人側に不利な報道が意図的になされ、華僑に対する排斥運動が起きた。華僑の死亡者が127名、負傷者が393人にのほったといわれており、多くの華僑が排斥運動を避けて本国へ帰国した(綛谷、1997:10-11)。
- *6 1906年には女性の人口比率がわずか 3.5%に過ぎなかったが、1930年には 17.4%、1943年には 32.8%にまで上昇している(紹谷、1997:6-11)。
- *7 韓国行政安全部 HP 内「居住外国人支援標準条例日本語版」(http://www.mopas.go.kr/gpms/ns/mogaha/

user/userlayout/bulletin/bonbu/admi/userBtView.action?userBtBean.bbsSeq=1010882&userBtBean.ctxCd=1147&userBtBean.ctxType=21010002&searchKey=1&searchVal=¤tPage=11, 2012年9月26日アクセス)

- *8 行政安全部 HP 内「居住外国人支援指針」
 - (http://www.mopas.go.kr/gpms/ns/mogaha/user/userlayout/policy/policyView.action?policyBean. bbsSeq=144&policySubBean.parBbsSeq=144&searchCatCode=1036, 2012年11月28日アクセス)
- *9 国家法令情報センター HP 内「在韓外国人処遇基本法」
 (http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&p1=&subMenu=1&nwYn=1&query=%EC%9E%AC%ED%95%9C%EC%99%B8%EA%B5%AD%EC%9D%B8+%EC%B2%98%EC%9A%B0+%EA%B8%B0%EB%B3%B8%EB%B2%95&x=0&y=0#liBgcolor0, 2012 年 9 月 26 日アクセス)
- *10 国家法令情報センター HP 内「多文化家族支援法」
 (http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&p1=&subMenu=1&nwYn=1&query=%EB%8B%A4%EB%AC%B8%ED%99%94%EA%B0%80%EC%A1%B1%EC%A7%80%EC%9B%90%EB%B2%95&x=0&y=0#liBgcolor0,2012年9月26日アクセス)
- *11 国際結婚移住女性および韓国に帰化した外国人、それにその夫婦から生まれた、大韓民国の国籍を有する子どもがいる家庭を主に指す。(「多文化家族支援法」第2条「定義」を要約)
- *12 中国朝鮮族は中国東北部に多く居住している韓国/朝鮮系中国人である。2007年の「訪問就業制」施行に伴い制限つきではあるが就業が許可され、多くの朝鮮族が韓国に流入した。期限が3年と決められているものの、一度出国してビザを取り直せば再入国が可能である。2011年度の外国人統計(注3参照)では、中国朝鮮族が在留中国人人口の約70%にあたる約40万人、外国人総数の30%を占めるなど、現在の韓国で最も大きなエスニックグループを形成しており、定住が進めば将来的に無視できない勢力に成りうることが推測される。
- *13 韓国では「老人福祉法」に基づく福祉サービス制度の一環として、1980年代より各地方自治体傘下の都市鉄道機関(地下鉄公社等)が65歳以上の高齢者を対象に地下鉄の無料乗車券を発給している。しかしそれにかかわる費用は地下鉄公社(一定額を地方自治体)が全額負担しており、各々の財政事情により対象者の範囲に地域差が出ているのが現状である。ソウル市は財政上の理由で現在は永住資格保持者でも外国籍の高齢者には無料乗車券を発給していないが、外国人住民にも適用されるよう、費用の国庫負担等も含め、関連法令の改正要求に関する建議を進めている。(2012年11月28日、ソウル市都市交通本部担当官チョ・ヘリム氏へのインタビューによる)
- *14 2009 年 11 月の段階では、国内で外国籍を行使しないという誓約を行うことを条件に、韓国で出生しかつ父又は 母が韓国で出生した者(2世代にわたる国内出生者)又は韓国で出生した後 20 年以上継続して住所がある国内 長期居住外国人についても重国籍を認める方向で議論が進んでいた(藤原、2010:114-119)。
- *15 2011 年 1 月 1 日に施行された改定国籍法では、重国籍者の韓国籍離脱は海外に住所がある者のみに認められており、国内に住所がある者には認められていない。また離脱手続きも住所がある海外公館で行わなければならない。国家法令管理センター HP 内「国籍法第 14 条」(http://www.law.go.kr/% EB% B2% 95% EB% A0% B9/% E A% B5% AD% EC% A0% 81% EB% B2% 95/(10275), 2012 年 12 月 17 日アクセス)。それ以前の国籍法では韓国籍の離脱が韓国内に居住している場合でも可能であったためこのような混乱が生じたと思われる。
- *16 仁川広域市中区で入手した「仁川中区チャイナタウン地域特化発展特区―事業推進成果」による。
- *17 1960年に1,973人だった華僑人口が、1962年には3,627人にまで急増した(イ、2001:12)。
- *18 正式には月尾観光特区。観光特区とは、外国人観光客誘致促進などのために観光活動と関連した関係法令の適用が免除または緩和される地域を指す。2010年1月現在、13の都市で27カ所が観光特区として指定されている。文化体育観光部 HP 内「観光特区指定状況10.1」(http://www.mcst.go.kr/web/dataCourt/statisticsData/statisticsView.jsp, 2012年9月24日アクセス)

《参考文献》

(日本語)

- 綛谷智雄, 1997「在韓華僑の形成過程―植民地朝鮮におけるエスニックマイノリティー」日本植民地研究会編『日本植民地研究』Vol. 9, 1~15 頁, 日本植民地研究会
- 宣元錫、2010「韓国の『外国人力』受入政策―『雇用許可制』を中心に」中央大学総合政策学部編『総合政策研究』

8 Migration Policy Review 2013 Vol. 5 移民政策研究 第5号 79

移民政策-vol5_20130424.indd 78-79

Vol. 18, 157~169頁, 中央大学出版部

- 宋城營,2010「韓国における国際結婚女性移住者に対する多文化政策の運営実態」立命館大学政策科学会編『政策科学』Vol. 17, No. 2,97~111頁,立命館大学政策科学会
- 谷富夫、2008「ライフヒストリーで社会を読み解く」谷富夫編『新版ライフヒストリーを学ぶ人のために』世界 思想社、 $22\sim25$ 頁
- 林史樹,2007「『韓国華僑』の生成と実践 移民集団の括り方をめぐって」韓国・朝鮮文化研究会『韓国朝鮮の文化と社会』Vol. 6,124~148頁
- 藤原夏人、2010「韓国の国籍法改定 限定的な重国籍の容認」国立国会図書館調査及び立法考査局編『外国の立法』
 Vol. 245, 113~139頁、国立国会図書館HP内「国立国会図書館デジタル化資料」(http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/024506.pdf#search='韓国の国籍法改定%20外国の立法'、2012年9月26日アクセス)
- 王恩美, 2008『東アジア現代史のなかの韓国華僑―冷戦体制と「祖国」意識』三元社

(韓国語)

- 李玉蓮, 2008『仁川華僑社会の形成と展開』仁川文化財団
- イ・ヒョンシク, 2001「仁川チャイナタウンの造成方向」仁川発展研究院・韓中交流センター『韓中交流センター 研究報告書 2011-04』
- オ・ギョンソク、2007「どのような多文化主義か一多文化社会論議に関する批判的照明」オ・ギョンソク編『韓国における多文化主義―現実と争点』ハンウル、22~56 頁
- キム・ヒジョン、2007「韓国の官主導型多文化主義―多文化主義の理論と韓国的適用」オ・ギョンソク編『韓国における多文化主義―現実と争点』ハンウル、58~77頁
- パク・ギョンテ、2008『少数者と韓国社会:移住労働者・華僑・混血人』フマニタス

Overseas Chinese in Korea and Korean Multicultural Policy

---- The Inchon Chinatown Concept

KAWAMOTO Aya

Urban Research Plaza, Osaka City University

Key Words: multicultural policy, Overseas Chinese in Korea, Inchon Chinatown

The purpose of this study is to investigate the current position of Overseas Chinese in Korean multicultural policy. The South Korean government has now shifted the focus of its multicultural policy to female marriage immigrants and their children as a measure to curb the low birthrates. From the late 19th century to the second half of the 1990s, the Overseas Chinese held a fairly low position in Korean society. Nevertheless, they were able to secure a basis for their livelihood although most of their activities were restricted under the exclusionary policy. Their legal standing also remains lower than that of the female marriage immigrant. In other words, the Overseas Chinese remain in a marginal position under Korean multicultural policy.

Moreover, the span of the definition of "multiple cultures" is quite ambiguous, leaving a considerable gap between the Korean administration and the Overseas Chinese. In order to illustrate this gap, I will take up the case of the Chinatown concept in Incheon, where Chinese are living together in a concentrated community area. This concept has aimed to improve the livelihood of the Overseas Chinese by means of touristic resources and attracting tourist capital, under the strong guidance of the city administration.

Although the Chinatown concept is extensively based on the residents' businesses, it is clear their needs and decision-making capabilities are not respected. In order to improve the Overseas Chinese' status, it is important for the Korean government to clarify their position in its multicultural policy.

80 Migration Policy Review 2013 Vol. 5 移民政策研究 第5号 81

移民政策-vol5_20130424.indd 80-81